

壬生町水道事業給水条例施行規程新旧対照表

現行	改正案
<p>(工事材料)</p> <p>第11条 給水装置工事（以下「工事」という。）に使用する材料は、<u>水道法施行令第4条</u>に定める基準に適合していなければならない。ただし、規格規定のないものについて管理者がやむを得ないと認めた場合は、使用することができる。</p> <p>2 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から第1止水栓までの給水管及びメーター周りの給水管については、次の各号に定める材料を使用しなければならない。</p> <p>(1) <u>口径が100ミリメートル以下の国県道以外の道路下の給水管 硬質塩化ビニール管・ダクトイル鋳鉄管</u></p> <p>(2) <u>口径が100ミリメートルを超える給水管 ダクトイル鋳鉄管</u></p> <p>(3) <u>国県道下の75ミリメートル以上の給水管 ダクトイル鋳鉄管</u></p>	<p>(工事材料)</p> <p>第11条 給水装置工事（以下「工事」という。）に使用する材料は、<u>水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条</u>に定める基準に適合していなければならない。ただし、規格規定のないものについて管理者がやむを得ないと認めた場合は、使用することができる。</p> <p>2 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から第1止水栓までの給水管及びメーター周りの給水管については、次の各号に定める材料を使用しなければならない。</p> <p>(1) <u>口径が50ミリメートル未満の給水管 水道用ポリエチレン2層管</u></p> <p>(2) <u>口径が50ミリメートル以上の給水管 配水用ポリエチレン管、ダクトイル鋳鉄管</u></p> <p>(削除)</p>